

---

---

# 観 光 経 済

---

---

1. 観 光 - 269-
2. 国 際 ・ 国 内 交 流 - 278-
3. 商 工 - 281-
4. 劳 政 - 290-
5. 農 業 - 292-
6. 林 業 - 296-
7. 農 業 委 員 会 - 298-



# 1. 観 光

## (1) 観光入込客数

(単位：千人)

| 区分<br>年 | 宿 泊 数 |       |     |      | 日 帰 り 数 |        |     |      | 合 計    |
|---------|-------|-------|-----|------|---------|--------|-----|------|--------|
|         | 総 数   | 一 般   | 外国人 | 修学旅行 | 総 数     | 一 般    | 外国人 | 修学旅行 |        |
| 平成19年   | 2,188 | 2,052 | 42  | 94   | 11,695  | 10,531 | 450 | 714  | 13,883 |
| 平成20年   | 2,284 | 2,147 | 47  | 90   | 12,067  | 10,912 | 471 | 684  | 14,351 |
| 平成21年   | 1,426 | 1,291 | 43  | 92   | 12,540  | 11,486 | 364 | 690  | 13,966 |
| 平成22年   | 1,956 | 1,808 | 53  | 95   | 16,459  | 14,952 | 576 | 931  | 18,415 |
| 平成23年   | 1,356 | 1,230 | 30  | 96   | 11,779  | 10,915 | 144 | 720  | 13,135 |
| 平成24年   | 1,434 | 1,281 | 56  | 97   | 11,890  | 10,951 | 211 | 728  | 13,324 |

※宿泊数については、平成21年分より従来の調査方法から変更した。

## (2) 四季別・交通機関別観光客数

### ① 四季別観光客数（平成24年）

(単位：千人)

| 春     | 夏     | 秋     | 冬     | 合 計    |
|-------|-------|-------|-------|--------|
| 3,775 | 3,092 | 3,655 | 2,802 | 13,324 |

### ② 交通機関別観光客数（平成24年）

(単位：千人)

| J R   | 近 鉄   | 自 動 車 | 合 計    |
|-------|-------|-------|--------|
| 2,361 | 6,866 | 4,097 | 13,324 |

## (3) 観光客誘致対策

### ① 観光誘致宣伝事業

- 奈良市東京観光オフィスを誘客活動拠点として、修学旅行を中心とした首都圏から奈良への誘致事業を展開
- 国際観光振興機構海外事務所、歴史街道推進協議会等による広域観光誘致の宣伝事業を展開
- 関西国際空港内「関西観光情報センター」にて国内外観光客に奈良の観光情報を提供
- 奈良県と共催のライトアッププロムナード・なら2014事業開催（平成26年7月19日～9月30日）

### ② ポスター・パンフレット等の作成

- 奈良大和路仏像ポスター（奈良県・奈良市・JR西日本・近鉄・奈良交通の5者による制作）を発行し、観光客の誘致を図る。
- 各種観光パンフレット（日本語・外国語版）、DVDによる観光客の誘致
- インターネットによる国内外への観光PR  
 奈良市ホームページ … 観光のページ  
 [奈良市観光協会公式ホームページ]  
 アドレス <http://narashikanko.or.jp>  
 電子メール [info-hp@narashikanko.or.jp](mailto:info-hp@narashikanko.or.jp)  
 国際観光振興機構ホームページにて情報提供  
 [Japan National Tourist Organization]  
 アドレス <http://www.jnto.go.jp>

**③ 「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン**

- 奈良県、県下各市町村、観光関係団体等で観光キャンペーンを実施
- 年中行事、博物館・美術館特別展、各社寺秘宝・秘仏特別公開の紹介
- イベントと地域別観光行事、奈良県への交通アクセスの紹介
- プレゼント企画

**④ 奈良大和路観光キャンペーン**

- 首都圏・中部・関西地区を中心に全国を対象地域として観光客の誘致を図る。
- 各社寺等の協力によるイベント等の実施
- 誘致宣伝用ポスターの作成、パンフレット・イベントガイドの作成、新聞・雑誌等によるPR

**⑤ 奈良市観光交流推進計画の推進**

奈良市観光交流推進計画にそって、「資源を育てる」「魅力を分かち合う」「環境を整える」を柱に、各事業の取り組みを行う。

**⑥ 外国人観光客誘致促進事業**

- ツーリズムEXPOジャパン出展
- 新興国へのプロモーション事業
- 台湾向け誘客事業
- 多言語コールセンター

**⑦ 大仏鉄道ルートマップ・看板作成**

明治時代に奈良―加茂間をわずか9年間運行していた「大仏鉄道」について、遺構を新たな観光資源とするため、木津川市と共同で遺構散策ルートを設定、ルートマップと案内看板を作成する。

**⑧ なら燈花会**

開催日 平成26年8月5日～14日（10日間）

場所 奈良公園一帯（浮雲園地・浅茅ヶ原・浮見堂・猿沢池と五十二段・奈良国立博物館前・興福寺・東大寺鏡池・春日野園地・春日大社参道・新公会堂中庭）

**⑨ なら瑠璃絵**

開催日 平成27年2月8日～14日（7日間）

場所 奈良公園一帯（新公会堂中庭・東大寺・興福寺・春日大社 他）

**⑩ 平城京天平祭**

開催日 平成26年 5月3日～ 5月5日（3日間）

平成26年 8月29日～8月31日（3日間）

平成26年11月1日～11月9日（9日間）

場所 平城宮跡

**⑪ 平城宮跡菊花大会**

開催日 平成26年10月22日～11月21日（土、日、祝日を除く）（1ヵ月間）

場所 奈良市役所庁舎玄関前及び玄関ホール

**⑫ ならまちナイトカルチャー**

- 伝統芸能カルチャー

開催日 平成26年5月18日～5月31日（5月19日、5月26日を除く）（12日間）

平成26年7月25日～7月27日、8月1日～8月3日（6日間）

平成26年10月23日～26日のうち2日間、

11月6日～11月16日（11月10日を除く）（予定）

平成27年2月3日～2月8日（予定）

場所 奈良市ならまちセンター・夏の6日間のみ元興寺

- ならまちのまち歩きと落語館で大笑い！  
開催日 平成26年7月19日、20日、21日  
8月8日、9日、10日、16日、17日、22日、23日、24日、29日、30日  
9月5日、6日、7日、20日、21日、27日、28日  
場 所 ならまち界限・奈良町落語館
- 奈良町寄席（落語・講談）  
開催日 平成26年10月4日、10日、11日、17日、18日、24日、25日、31日  
11月1日、2日  
場 所 奈良町落語館

**⑬ バサラ祭り**

- 開催日 平成26年8月30日、31日（2日間）
- 場 所 登大路園地、三条通り、東大寺、平城宮跡 他

**⑭ 珠光茶会**

- 開催日 平成27年2月上旬～中旬（予定）
- 場 所 社寺などの市内各会場

**(4) 観光客受け入れ対策**

**① 観光客案内施設**

観光案内所（観光センター・JR奈良駅・近鉄奈良駅・奈良市総合・西ノ京臨時・大和西大寺駅臨時）を市内に設置し観光客の利便を図るとともに、外国人観光客のために通訳ガイドを派遣している。

| 名 称           | 開設時間                               | 平成25年度<br>利 用 件 数 | 主な業務内容  |
|---------------|------------------------------------|-------------------|---|
| 奈良市観光センター     | 午前9時<br>～午後9時                      | 149,318           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光の案内に関すること。</li> <li>・観光に関する情報提供に関すること。</li> <li>・観光客に必要な各種の紹介に関すること。</li> </ul> |
| 奈良市総合観光案内所    | 午前9時<br>～午後9時                      | 348,800           |   |
| JR奈良駅観光案内所    | 午前8時半<br>～午後5時                     | 118,885           |   |
| 近鉄奈良駅観光案内所    | 午前9時<br>～午後9時                      | 124,166           |   |
| 西ノ京臨時観光案内所    | 4～6月、9～11月の土日祝<br>午前9時半<br>～午後4時   | 13,811            |   |
| 大和西大寺駅臨時観光案内所 | 4,5,9,10,11月の土日祝<br>午前9時半<br>～午後4時 | 9,709             |   |

**② まちかど観光案内所**

観光客の利便を図るとともに、地域の活性化による観光の振興に寄与することを目的として、奈良市まちかど観光案内所を設置している。

| 名 称            | 開所時間           | 平成25年度<br>来 訪 者 数 | 主な業務内容  |
|----------------|----------------|-------------------|---|
| 奈良市きたまち鍋屋観光案内所 | 午前10時<br>～午後4時 | 10,781            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客に対する観光案内その他観光情報の提供に関すること。</li> </ul> |

|                                   |                |       |   |
|-----------------------------------|----------------|-------|---|
| 奈良市きたまち転害門観光案内所<br>※平成25年5月25日に開所 | 午前10時<br>～午後4時 | 8,242 | ・地域の文化、伝統行事等の<br>観光資源の発掘及び調査研<br>究に関すること。 |
|-----------------------------------|----------------|-------|---|

③ 観光ウインドーによる展示

南都銀行本店東側の観光ウインドーで各種行事・奈良の見どころ等を紹介。

④ 観光案内板・標識・説明板（日・英・中・韓併記）を設置し、観光客の利便を図る。

⑤ 各種伝統行事並びに観光団体に助成し、奈良の伝統行事等の保護・育成を図る。

⑥ 奈良まちかど博物館

奈良まちかど博物館は、生業としての技、生活の中の潤いとなる趣味の手仕事やコレクションといったものも含めて、それらを地域の大切な財産として公開し、交流の輪を広げてもらい、まちづくりに生かしていこうというものであり、この趣旨に賛同いただいた町の住民が館長として、観光客や地元の訪れる人たちを迎えている。

平成15年11月1日、奈良の北の玄関口として多くの旅人が行き交い、商業も発展した近鉄奈良駅から奈良阪方面への京街道沿いのエリアで10館が開館し、現在「きたまちまちかど博物館」として14館開館している。

平成18年3月に、新たなエリアとして田原地区に「田原やま里博物館」が開館した。現在、製茶工場や原木しいたけ園といったやま里ならではの博物館を含む15館が公開されている。

平成21年6月に、柳生地域に「柳生ロマンの里博物館」が開館した。窯元や炭焼など12館が公開されている。

平成22年3月には、「ならまち」と呼ばれる地域に「ならまち・まちかど博物館」が開館した。江戸時代から明治にかけての格子のある町家の面影を今に伝える「ならまち」で、伝統産業の奈良晒や墨製造など18館が公開されている。

⑦ おもてなし民間トイレ

観光客が自由に使える公衆トイレが少ない現状を改善するために、民間事業者の協力を得て、事業者のトイレを観光客が利用できるように提供するもの。

事業開始 平成24年8月

協力事業者 16事業者（平成26年4月1日現在）

⑧ まほろば観光大学

観光人材の育成のため、宿泊施設の従業員や経営者を対象に、多言語対応やホテルマネジメント等を学ぶ場として、開校する。

(5) 公営等駐車場 平成26年6月1日現在

| 駐車場名称            | 面積(m <sup>2</sup> ) | 収容能力(台) |       | 所在地         | 経営主体 |
|------------------|---------------------|---------|-------|-------------|------|
|                  |                     | バス      | 乗用車   |             |      |
| 奈良登大路自動車駐車場      | 8,246               | —       | 284   | 登大路町80番地    | 県    |
| 奈良高畑自動車駐車場       | 6,132               | 利用可     | 166   | 高畑町1205番地の1 | 〃    |
| 奈良大仏前自動車駐車場      | 9,657               | 70      | —     | 水門町82番地     | 〃    |
| 奈良市転害門前観光駐車場     | 1,200               | —       | 33    | 手貝町14番地の1   | 市    |
| 柳生観光駐車場          | 1,954               | 利用可     | 65    | 柳生下町491番地   | 〃    |
| ならまち駐車場          | 3,994               | —       | 132   | 高畑町1112番地の1 | 民間   |
| 奈良市営J R奈良駅前第一駐車場 | 6,520               | —       | 217   | 三条本町8番1号    | 市    |
| 奈良市営J R奈良駅前第二駐車場 | 10,691              | —       | 189   | 三条本町18番地の1  | 〃    |
| 計                | 48,394              | 70      | 1,086 |             |      |

## (6) 自然公園

| 区 分         | 名 称                         | 面 積         | 左のうち奈良市分面積  |
|-------------|-----------------------------|-------------|-------------|
| 国 定 公 園     | 大 和 青 垣 国 定 公 園             | 5,741.54 ha | 2,704.64 ha |
|             | 室 生 赤 目 青 山 国 定 公 園         | 26,308      | 126         |
| 県 立 自 然 公 園 | 奈 良 県 立 矢 田 自 然 公 園         | 524         | 65          |
|             | 奈 良 県 立 月 ヶ 瀬 神 野 山 自 然 公 園 | 507         | 333         |

## (7) 観光施設

### ① 奈良の玄関口である近鉄奈良駅前行基広場

### ② 奈良市柳生の里観光施設（柳生観光駐車場・旧柳生藩陣屋跡・旧柳生藩家老屋敷）の管理

指定管理者 柳生観光協会

平成25年度利用状況

|                    |       |        |                     |        |
|--------------------|-------|--------|---------------------|--------|
| 柳生観光駐車場<br>駐 車 台 数 | バ ス   | 63台    | 旧柳生藩家老屋敷<br>入 場 者 数 | 8,179人 |
|                    | 自 動 車 | 1,973台 |                     |        |
|                    | 単 車   | 104台   |                     |        |

### ③ 奈良市ならまち格子の家

奈良市ならまち格子の家は、ならまちの伝統的な町家を平成4年に再現し、観光客や市民の憩いの場として供している。

所在地 元興寺町44番地 敷地 320.58㎡ 建物 257.40㎡

指定管理者 ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム

平成25年度利用状況 76,490人

### ④ 奈良市月ヶ瀬梅の資料館

#### ア 概要

月ヶ瀬観光会館の老朽化に伴い、月ヶ瀬梅林に係る梅の資料を有効活用する施設として、月ヶ瀬梅の資料館を平成23年2月に開所した。梅の資料展示とともに、月ヶ瀬を訪れる観光客に観光の紹介・案内を行い、観光物産や伝統的工芸品等の展示・紹介も併せて行っている。

所在地 月ヶ瀬長引21番地の8

面積 敷地 1,843.40㎡ 建物(1～3階) 471.96㎡

イ 開館時間 午前8時30分～午後5時15分

ウ 休館日 木曜日、12月29日～翌年1月3日まで

エ 指定管理者 公益財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会

### ⑤ 梅の郷月ヶ瀬温泉

#### ア 概要

名勝「月ヶ瀬梅林」との共生による地域の活性化を図るため、平成10年7月に健康と交流をテーマに開業し、平成26年2月にリニューアルオープンした。

所在地 月ヶ瀬尾山2681番地

施設概要 大浴場 露天風呂 サウナ 源泉水風呂 売店 レストラン  
和室休息室 等

イ 入場料 大人（一般）600円 65歳以上の高齢者及び身体障がい者 400円

小人 300円（6歳以上12歳未満）・6歳未満は無料

回数券大人（12枚）6,000円・小人（12枚）3,000円

ウ 営業時間 夏季（4月～9月）午前10時30分～午後9時30分（入館は午後9時00分まで）

冬季（10月～3月）午前10時30分～午後9時00分（入館は午後8時30分まで）

エ 休業日 第1・第3火曜日（その日が祝日に当たる場合はその翌日）、ただし6月・12月は第1火・水曜日及び第3火曜日、12月30日～翌年1月1日

**オ 利用状況（平成25年度）** 36,105人（平成25年7月～平成26年1月の7カ月間、リニューアルオープンに向けた工事を実施したため、平成25年度は5カ月分の利用状況を記載）

**カ 指定管理者** 平成26年2月から株式会社月ヶ瀬振興協会

**⑥ 奈良市針テラス情報館**

針テラス情報館は、道の駅「針テラス（T・R・S）」内で、観光・道路等の各種情報を提供している。一角では、野菜など特産品販売を行っている。

所在地 針町345番地

指定管理者 健一自然農園株式会社地域活性局コンソーシアム

**⑦ 奈良市ならまち振興館**

市民の国際文化の向上とならまちの町並み保全に資するため、民家の改修工事を行い設置。

所在地 井上町11番地 敷地面積 1,470.23㎡ 延床面積 287.96㎡

平成25年度利用状況 4,985人

**⑧ 奈良町からくりおもちゃ館**

奈良町の町家を改修して設置した、再現した江戸時代のからくりおもちゃで遊ぶことができる施設である。

所在地 陰陽町7番地 延床面積 265.19㎡

指定管理者 からくりおもちゃ塾奈良町

平成25年度利用状況 46,447人

**(8) 奈良町のにぎわい作り**

現在、奈良町という行政上の地名はないが、江戸時代に奈良奉行所及び社寺が所管していた地域は、一般に奈良町と呼ばれている。奈良町は、北は奈良阪から南は京終、東は高畑から西はJR奈良駅にいたる古い町並みの残る地域である。現在、奈良町の北側についてはきたまち、南側についてはならまちと呼ばれている。ならまち地域は、近鉄奈良駅から南側の元興寺を中心とする旧市街地エリアで、椿井、済美、飛鳥地区の一部である。きたまち地域は、近鉄奈良駅より北側で、奈良女子大学周辺のエリアであり、鼓阪、佐保地区の一部である。

奈良町では、ライフスタイルの変化や少子高齢化の進行に伴って、古い町家が取り壊され歴史的な町並みが損なわれつつあり、奈良町固有の景観が消失するのみでなく、地区の魅力・個性のうすれていくことが懸念されていた。

ならまち地域では昭和60年代から地域の住民によるまちづくりが盛んになり、町家の保全や地域活性化の取り組みが行われるようになった。それを受けて、まちづくりの基本方針を「ならまち賑わい構想」（平成4年1月策定）としてまとめ、町並みの保存と町の活性化を図ってきた。

一方、きたまち地域においても、多様な歴史遺産や町並みを生かしたまちづくりの動きが、近年活発になっている。そのため、きたまちまちかど博物館やまちかど観光案内所の設置などにより、奈良きたまち地域の魅力を発信する取り組みが進められている。

**① 奈良町に整備された公共施設**

<ならまち地域>

奈良市ならまちセンター、ならまち駐車場、入江泰吉記念奈良市写真美術館、入江泰吉記念奈良市写真美術館駐車場、奈良市ならまち格子の家、史料保存館、奈良市音声館、奈良市音声館駐車場、奈良市ならまち振興館、名勝大乘院庭園文化館、奈良市杉岡華邨書道美術館、なら工藝館、奈良町からくりおもちゃ館

<きたまち地域>

奈良市転害門前観光駐車場、奈良市きたまち鍋屋観光案内所、奈良市きたまち転害門観光案内所

## ② 元林院の復興

元林院を中心とした猿沢池周辺地区の夜の観光の魅力を創出し、宿泊観光客を集客するため、平成26年5月に「元林院の復興と猿沢池周辺地区の夜の観光を考える懇話会」を開催した上で、効果的な元林院まちなかイベントの検討を進めている。

## ③ 新「奈良町にぎわい構想」

平成4年度に策定した「ならまち賑わい構想」を評価・検証するとともに、奈良町の一体的な観光振興と地域の活性化を図るため、平成26年度から、新「奈良町にぎわい構想」の策定に向けた庁内の関係各課による検討を進めている。

## (9) 公益社団法人奈良市観光協会

### ① 構成メンバー（平成26年6月25日現在）

名誉会長 1名 会長 1名 副会長 3名 理事 27名  
監事 2名 会員数 529件 事務局職員 7名（専務理事1名含む）

### ② 主な活動内容

- 観光情報の提供
- 観光誘致宣伝
- イベントの実施
- 伝統行事の保護・伝承
- 観光産業の振興
- 広域観光の推進
- 観光案内、施設の運営
- 行政、各種団体との連携、関係機関への要望

### ③ 平成26年度事業計画

#### ア 誘致宣伝・情報発信事業

##### 1) 誘致宣伝事業

- ・日本観光振興協会、西日本旅客鉄道等が開催する地域誘客イベントに協力参加し、低コストかつ効果の見込める出向宣伝に取り組む。
- ・主に、旅行会社、宿泊業者等への誘致宣伝活動に取り組む。

##### 2) マスコットキャラクター「しかまるくん」情報発信事業

- ・1)と連動し、「しかまるくん」の認知度向上と奈良の観光振興に取り組む。
- ・誘客にとどまらず、奈良域内での「しかまるくん」認知度向上のため、活動範囲を拡大する。

##### 3) ミス奈良選定・派遣事業

- ・第26代ミス奈良を選定し、奈良市内外のイベント等への参加により、奈良の情報発信に努める。
- ・協会が制作する媒体にミス奈良を多用し、良好なイメージを発信する。

##### 4) ホームページ運営管理事業

- ・収益事業の拡大に合せ、Web上の情報発信の質の拡大に取り組む。
- ・バナー広告など、ホームページ上での収益事業に取り組む。

##### 5) 夏キャンペーン事業

- ・「なつの奈良旅キャンペーン」事業の2年目であり、近鉄・JR西日本・奈良交通の協力を得て取り組む。
- ・着地側の施策を昨年以上に充実させ、プロモーション効果を着地側で結実できる仕組み作り重点を置く。
- ・式年造替の行われる春日大社に加え、西ノ京エリアを重点に取り組む。

6) 企画旅行パンフレット支援

奈良への旅行をお考えのお客様に届く施策として、本年度も旅行商品パンフレット支援を行う。

7) 春日大社式年造替関連事業

- ・平成27年から28年にかけて本格化する春日大社式年造替関連事業を旅行商品化するため、旅行会社を対象とした研修会を実施する。
- ・本年度は27年度、28年度継続施策として、初期の情報発信、プロモーションからスタートし、中期の着地側での事業化、後期の商品化支援へとつなげてゆく。

8) 観光ポスター・情報誌制作流通事業

**イ 着地側施策・商品化事業**

1) 奈良Laboratory事業

- ・奈良県立大学との連携により昨年からはスタートした事業。
- ・県立大学学生による新しい奈良の商品化、プロモーションに取り組み、若い視点での奈良の魅力発信を目指す。

2) 采女祭観光客参加事業

- ・采女祭への一般のお客様の参加が可能な施策に取り組む。
- ・本年度采女祭は9月8日（月）

3) なら僧侶茶論

- ・僧侶と一般の方々の接点作りとして平成25年度からスタートした事業。
- ・奈良でしか体験できない事業として、内容の充実と実施頻度の向上に取り組む。
- ・補助金事業から自主事業の転換をめざし、平成27年度以降収益事業化できる基盤作りの年と位置づける。

4) 臨時観光案内所事業

- ・平成24年度から開設している近鉄大和西大寺駅構内観光案内所事業。本年度は51日程度の開設を計画。

5) 伝統行事助成事業

6) 郡山・小浜市親善歓迎事業

- ・姉妹都市である両市からの使節団来寧時の接遇。
- ・郡山市は采女祭の際に来寧、また小浜市は東大寺修二会期間中に来寧。

7) その他

- ・都市間連携事業
- ・珠光茶会事業
- ・奈良市民団別府市訪問事業
- ・観光地図等制作  
観光案内所で多用されている日本語版、英語版市内案内地図の制作
- ・パンフレット等郵送

**ウ 着地側イベント企画、地域限定旅行業取得に伴う旅行販売事業**

1) 奈良市宿泊販売事業

旅行業免許取得に伴い、当日を中心とした宿泊手配事業に取り組む。

2) 着型旅行商品企画販売事業

旅行業免許の取得に伴い、着地型ツアー、特別見学会等の旅行商品の企画販売に取り組む。

- 3) 体験プログラム販売事業
  - ・旅行業免許取得により新たに実施する事業。
  - ・旅の発見等で販売中の体験プログラムを観光案内所での対面販売により取り組む。

## エ 広告収入事業、ロイヤリティ事業

- 1) ホームページ、情報誌広告事業  
情報誌広告収入に加え、バナー広告での収入に取り組む。
- 2) 「しかまろくん」グッズのロイヤリティ事業  
昨年来販売中の「しかまろくん」グッズのロイヤリティ収入を軌道に乗せ、安定的な収入源として確保してゆく。

## オ 販売事業

- 1) 案内所での「しかまろくん」グッズ販売事業
- 2) 書籍・ポスター販売事業
- 3) 春日若宮おん祭さじき席販売事業

## カ その他事業

- 1) 一年後に届く思い出ハガキ事業
- 2) 「しかまろくん」のおもてなし傘事業
- 3) 総合観光案内所での手荷物預かり事業

## (10) 柳生観光協会

- ① 奈良市柳生の里観光施設(柳生観光駐車場・旧柳生藩陣屋跡・旧柳生藩家老屋敷)の指定管理事業
- ② 柳生さくら祭の実施
- ③ 菊花展示開催
- ④ 写真コンクール開催

## (11) 月ヶ瀬観光協会

- ① 梅まつりの実施
- ② 奈良の魅力発見ツアーへの協力

## (12) リニア新駅誘致活動

平成25年1月の市町村長サミットにおいて、リニア中央新幹線新駅の奈良市内への設置実現に向けた意見発表を行った。また、市民への周知活動の一環として、平成25年5月に市民フォーラム「リニア中央新幹線・奈良の魅力と未来」等を開催した。またリニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会を通し、計画に基づく誘致要望活動等にも取り組んだ。

平成26年度は、引き続きリニア中央新幹線新駅を奈良市内に設置するため、市民への周知活動を積極的に行う。また、リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会、リニア中央新幹線奈良駅設置推進会議等の関係機関・団体と連携して、誘致活動を推進する。

## 2. 国際・国内交流

### (1) 国際交流事業

国際交流事業には、文化・学術・経済等多岐にわたる分野の総合的な施策の展開が求められる。

その担い手は市民や市民団体であり、市は市民参加による交流活動や国際交流団体の連携強化などに対する支援と協力を力を入れる必要がある。このため、市民レベルの交流を活発化させるための支援体制を整えるとともに、様々な分野における交流による友好・姉妹都市との友好関係の発展を目指している。

#### ○主な事業

- ・海外友好姉妹都市からの訪問団受入
- ・姉妹・友好都市との交流事業

#### ○姉妹都市・友好都市

##### ① 外国都市

##### ア 慶州市（韓国 人口 約26.3万人 面積 1,324.53km<sup>2</sup>）

韓国の慶州が新羅の首都であったころ、日本の首都であった奈良とは仏教文化を通じて交流が盛んに行われていた。このような歴史を有する両市の一層の国際親善・友好促進のため、昭和44年7月に慶州市から姉妹都市提携の申し入れがあり、昭和45年4月15日に奈良市において姉妹都市の締結が行われた。

##### イ トレド市（スペイン 人口 約8.4万人 面積 231.8km<sup>2</sup>）

トレド市は、スペインのほぼ中央部にあり、ローマ時代以前に起源を有する古都で、1065年から1561年までの約500年間、スペインの首都として栄え、政治、宗教の中心地であった。

奈良、トレド両市は4年にわたり相互の友好親善を図る地道な交流活動を続けたのち、奈良市から姉妹都市提携を申し入れ、昭和47年9月11日にトレド市において姉妹都市の締結が行われた。

##### ウ 西安市（中国 人口 約806.9万人 面積 10,108km<sup>2</sup>）

西安市は、中国陝西省の省都であり、政治、経済、文化の中心地である。西周から唐時代にかけて13王朝1100年余にわたって都が置かれた。遣唐使も数多くこの地を訪れ、仏教文化をはじめ交流が盛んに行われた。1200年の友好の歴史に再び華を咲かせ、一層の国際親善・友好促進を図るため、昭和49年2月1日に西安市において友好都市の締結が行われた。

##### エ ベルサイユ市（フランス 人口 約8.7万人 面積 26.2km<sup>2</sup>）

ベルサイユ市は、17世紀から18世紀にかけてブルボン王朝の宮殿があったことで名高く、ヨーロッパの文化的遺産そのものが残されている歴史的観光都市である。

このようにお互い国際的観光都市であり、また地理的な環境の似た両市の一層の国際親善・友好促進のため、昭和61年6月にベルサイユ市長から姉妹都市提携の申し入れがあり、昭和61年11月14日にベルサイユ市において姉妹都市の締結が行われた。

##### オ キャンベラ市（オーストラリア 人口 約37.4万人 面積 2,358km<sup>2</sup>）

キャンベラ市は、オーストラリア連邦首都特別地域（連邦政府の直轄地）の中心にあるオーストラリアの首都で、1913年から建設が開始された完全計画都市である。

長年にわたる両市間の市民交流が実を結び、平成5年10月26日奈良市において姉妹都市の締結が行われた。平成6年3月31日には、キャンベラ市において姉妹都市提携に関する協定書を取り交わし、学術・文化・教育・スポーツ・産業・観光・青少年などの幅広い分野にわたる交流を通じ、友好親善を深めている。

**カ 揚州市**（中国 人口 約460万人 面積 6,634km<sup>2</sup>）

揚州市は、中国江蘇省の中部、揚子江と京杭大運河の交差するところ、中国で最も活気のある「揚子江デルタ」経済圏にある。日本から長安へ向かった遣隋使や遣唐使が最初に上陸したところでもある。

平成12年から奈良市と揚州市は友好的な交流を進めてきたが、平成22年5月23日奈良市において友好都市提携の調印式が行われ、経済、文化、観光、人材、スポーツなどの分野で、交流を行うことに合意した。

**② 国内都市**

**ア 郡山市**（福島県 人口 約32.8万人 面積 757.06km<sup>2</sup>）

奈良朝時代の葛城王と采女の悲恋物語が縁で、以前から親善交流を深めてきたが、さらに経済、文化、観光等の交流を図り、相互の友情と理解を深め両都市の親善と協力を寄与するため、昭和46年8月5日に姉妹都市締結の調印が行われた。

**イ 小浜市**（福井県 人口 約3.1万人 面積 232.87km<sup>2</sup>）

東大寺二月堂お水取りの水が小浜から送られてくると言い伝えられているなど古くから歴史的な縁で結ばれており、以前から親善交流を深めてきたが、さらに経済、文化、観光等の交流を図り、相互の友情と理解を深め両都市の親善と協力を寄与するため、昭和46年11月7日に姉妹都市締結の調印が行われた。

**ウ 太宰府市**（福岡県 人口 約7.1万人 面積 29.58km<sup>2</sup>）

奈良時代の「大宰府」は、平城京の九州統治と外交の任にあたる一大官庁として設置され、遠の朝廷（とおのみかど）と呼ばれるなど、九州の政治・経済・文化の中心として栄え、多くの大陸文化を平城京にもたらした。

また、東大寺戒壇院、薬師寺戒壇院（栃木県）とともに日本の三戒壇の一つが観世音寺に創設されるなどの縁によって、太宰府市の市制20周年（昭和57年4月1日市制施行）に当たる平成14年6月27日奈良市で友好都市締結の調印が行われた。

**エ 宇佐市**（大分県 人口 約5.9万人 面積 439.12km<sup>2</sup>）

749（天平勝宝元）年 東大寺大仏殿の造営に協力するため、宇佐神宮から八幡神を迎えることとなり、東大寺の守護神として手向山八幡宮が建立された。

平成14年の東大寺大仏開眼1250年の記念の年に宇佐八幡神輿が再現され、歴史的な縁が蘇り、新しい絆が結ばれた。

また、宇佐神宮の放生会で行われていた細男舞（せいのおまい）が、春日若宮おん祭でも演じられているなど、奈良市と宇佐市は古くから深いつながりがあった。

これらの縁で、平成16年に宇佐市で開催された「東大寺サミット・2004 in 宇佐」会期中の7月30日に友好都市締結の調印が行われた。

**オ 多賀城市**（宮城県 人口 約6.3万人 面積 19.65km<sup>2</sup>）

奈良時代、朝廷の東北経営のための拠点として築かれた多賀城は、軍事面では鎮守府、行政面では陸奥国府として西の大宰府とともに大変重要な役割を果たした。

平成22年2月6日、奈良市にて友好都市提携が行われた。

## (2) 奈良市グリーンホール

日豪親善、社会福祉、教育・青少年育成など幅広い分野で多大な功績を残した奈良市特別名誉市民故アントニ・ジョアキム・グリーン神父の記念館として、また国際交流をはじめとする市民の交流活動の促進を図ることを目的として設置し、市民の自主的な交流活動やふれあいの場として多くの人々に利用されている。

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 所在地  | 中登美ヶ丘三丁目1994番地の10       |
| 開館日  | 平成16年7月29日              |
| 事業費  | 本体工事費 40,634千円          |
| 敷地面積 | ホール 637.01㎡ 駐車場 497.99㎡ |
| 延床面積 | 225.50㎡                 |
| 構造   | 木造 平屋建                  |
| 施設内容 | 多目的ホール                  |

### ① 申込方法

使用しようとする日の28日前から前日まで（連続して使用できる期間は3日間）。受付時間は午前9時から午後5時まで。

### ② 開館時間

午前9時～午後5時（ただし、施設使用のあるときは午後9時まで）

### ③ 休館日

月曜日、国民の祝日（月曜日に当たるときは、その翌日）、その前日及び翌日が国民の祝日である日（日曜日、月曜日又は火曜日に当たる日を除く。）、年末年始（12月26日～1月5日）

### ④ 管理者

指定管理者であるグリーンファミリーが行う。

### ⑤ 利用状況（平成25年度）

入場者数 延11,728人 使用率100%（使用率＝使用日数÷使用可能日×100）

### 3. 商 工

#### (1) 年次別事業所数・従業者数・年間商品販売額調べ

(商業統計調査)

| 区 分    | 事業所数  | 従業者数   | 年間商品販売額       |
|--------|-------|--------|---------------|
| 平成 3 年 | 3,966 | 23,459 | 71,266,108 万円 |
| 6 年    | 3,449 | 24,282 | 74,778,492    |
| 9 年    | 3,238 | 23,174 | 73,893,094    |
| 11 年   | 3,387 | 26,360 | 72,723,743    |
| 14 年   | 3,149 | 25,747 | 59,830,751    |
| 16 年   | 3,085 | 26,671 | 62,305,814    |
| 19 年   | 3,109 | 25,232 | 66,054,978    |

※飲食店を除く

#### (2) 業種別事業所数

(商業統計調査)

| 区 分             | 平成 14 年 |            | 平成 16 年 |            | 平成 19 年 |            |
|-----------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|
|                 | 事業所数    | 構成比        | 事業所数    | 構成比        | 事業所数    | 構成比        |
| 総 数             | 3,149   | %<br>100.0 | 3,085   | %<br>100.0 | 3,109   | %<br>100.0 |
| 1 卸 売 業         | 369     | 11.7       | 386     | 12.5       | 388     | 12.5       |
| 2 小 売 業         | 2,780   | 88.3       | 2,699   | 87.5       | 2,721   | 87.5       |
| 各種商品            | 12      | 0.4        | 11      | 0.4        | 12      | 0.4        |
| 織物・衣服・身の回り品     | 500     | 15.9       | 500     | 16.2       | 479     | 15.4       |
| 飲 食 料 品         | 869     | 27.6       | 854     | 27.7       | 830     | 26.7       |
| 自動車・自転車         | 147     | 4.7        | 140     | 4.5        | 158     | 5.1        |
| 家具・じゅう器・家庭用機械器具 | 267     | 8.5        | 277     | 9.0        | 268     | 8.6        |
| そ の 他           | 985     | 31.3       | 917     | 29.7       | 974     | 31.3       |

※飲食店を除く

#### (3) 業種別年間商品販売額

(商業統計調査)

| 区 分             | 平成 14 年      |            | 平成 16 年      |            | 平成 19 年      |            |
|-----------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|
|                 | 年間商品販売額      | 構成比        | 年間商品販売額      | 構成比        | 年間商品販売額      | 構成比        |
| 総 数             | 59,830,751 円 | %<br>100.0 | 62,305,814 円 | %<br>100.0 | 66,054,978 円 | %<br>100.0 |
| 1 卸 売 業         | 22,548,169   | 37.7       | 23,113,693   | 37.1       | 26,858,388   | 40.7       |
| 2 小 売 業         | 37,282,582   | 62.3       | 39,192,121   | 62.9       | 39,196,590   | 59.3       |
| 各種商品            | 8,084,854    | 13.5       | 8,137,950    | 13.1       | 6,626,750    | 10.0       |
| 織物・衣服・身の回り品     | 2,780,506    | 4.6        | 3,121,865    | 5.0        | 2,634,467    | 4.0        |
| 飲 食 料 品         | 10,076,425   | 16.8       | 10,653,830   | 17.1       | 10,858,377   | 16.4       |
| 自動車・自転車         | 4,669,312    | 7.8        | 4,804,652    | 7.7        | 5,447,843    | 8.2        |
| 家具・じゅう器・家庭用機械器具 | 3,095,359    | 5.2        | 3,636,613    | 5.8        | 3,601,214    | 5.5        |
| そ の 他           | 8,576,126    | 14.3       | 8,837,211    | 14.2       | 10,027,939   | 15.2       |

※飲食店を除く

## (4) 産業中分類別事業所数・従業者数等

(平成24年工業統計調査)

| 産業中分類              | 事業所数 | 従業者数  |       |       |       |              |    |    | 現金給与総額          | 原材料使用額等          | 製造品出荷額等          |
|--------------------|------|-------|-------|-------|-------|--------------|----|----|-----------------|------------------|------------------|
|                    |      | 総数    | 常用労働者 |       |       | 個人事業主及び家族従業員 |    |    |                 |                  |                  |
|                    |      |       | 計     | 男     | 女     | 計            | 男  | 女  |                 |                  |                  |
| 総数                 | 251  | 5,917 | 5,864 | 3,956 | 1,908 | 53           | 33 | 20 | 万円<br>2,174,318 | 万円<br>10,741,522 | 万円<br>18,312,178 |
| 食料品製造業             | 34   | 483   | 467   | 205   | 262   | 16           | 10 | 6  | 119,369         | 345,405          | 596,126          |
| 飲料・たばこ・飼料製造業       | 10   | 117   | 112   | 54    | 58    | 5            | 3  | 2  | 37,165          | 75,549           | 200,309          |
| 繊維工業               | 23   | 300   | 294   | 118   | 176   | 6            | 3  | 3  | 76,211          | 171,331          | 352,287          |
| 木材・木製品製造業(家具を除く)   | 11   | 153   | 152   | 101   | 51    | 1            | 1  | -  | 58,289          | 72,272           | 199,717          |
| 家具・装備品製造業          | 10   | 123   | 118   | 98    | 20    | 5            | 3  | 2  | 47,868          | 194,018          | 325,987          |
| パルプ・紙・紙加工品製造業      | 4    | 43    | 38    | 24    | 14    | 5            | 2  | 3  | 11,664          | 34,609           | 54,301           |
| 印刷・同関連業            | 21   | 547   | 540   | 338   | 202   | 7            | 5  | 2  | 210,959         | 325,613          | 693,581          |
| 化学工業               | 7    | 282   | 281   | 230   | 51    | 1            | 1  | -  | 121,654         | 1,458,473        | 2,981,532        |
| 石油製品・石炭製品製造業       | 1    | 8     | 8     | 7     | 1     | -            | -  | -  | x               | x                | x                |
| プラスチック製品製造業(別掲を除く) | 26   | 837   | 835   | 565   | 270   | 2            | 1  | 1  | 288,315         | 1,036,338        | 1,753,294        |
| ゴム製品製造業            | 1    | 8     | 8     | 6     | 2     | -            | -  | -  | x               | x                | x                |
| なめし革・同製品・毛皮製造業     | -    | -     | -     | -     | -     | -            | -  | -  | -               | -                | -                |
| 窯業・土石製品製造業         | 16   | 205   | 205   | 164   | 41    | -            | -  | -  | 68,767          | 123,042          | 255,112          |
| 鉄鋼業                | 8    | 176   | 176   | 144   | 32    | -            | -  | -  | 61,260          | 279,722          | 455,297          |
| 非鉄金属製造業            | 2    | 25    | 25    | 21    | 4     | -            | -  | -  | x               | x                | x                |
| 金属製品製造業            | 28   | 664   | 661   | 541   | 120   | 3            | 2  | 1  | 279,041         | 3,458,619        | 4,391,238        |
| はん用機械器具製造業         | 7    | 222   | 222   | 197   | 25    | -            | -  | -  | 111,687         | 409,352          | 828,534          |
| 生産用機械器具製造業         | 7    | 238   | 238   | 217   | 21    | -            | -  | -  | 110,329         | 114,639          | 288,093          |
| 業務用機械器具製造業         | 4    | 66    | 66    | 49    | 17    | -            | -  | -  | 29,015          | 50,069           | 104,095          |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業  | 4    | 144   | 144   | 73    | 71    | -            | -  | -  | 42,747          | 49,412           | 109,489          |
| 電気機械器具製造業          | 6    | 128   | 128   | 102   | 26    | -            | -  | -  | 56,641          | 116,061          | 236,977          |
| 情報通信機械器具製造業        | 2    | 33    | 33    | 11    | 22    | -            | -  | -  | x               | x                | x                |
| 輸送用機械器具製造業         | 3    | 224   | 224   | 159   | 65    | -            | -  | -  | 57,740          | 167,388          | 267,099          |
| その他の製造業            | 16   | 891   | 889   | 532   | 357   | 2            | 2  | -  | 359,394         | 2,202,776        | 4,105,367        |
| (Xの秘匿分)            |      |       |       |       |       |              |    |    | 26,203          | 56,834           | 113,743          |

## (5) 商工業振興策

### ① 商業振興の充実

商店街の共同施設設置事業や美化事業、市民とのふれあいを図るイベント事業への支援に加え、商店街の組織化への指導助言を行い、その促進を図る。

### ② 人材の育成

中小企業者自らが公的人材育成機関等へ従業員等を派遣して行う人材養成事業を支援する。

### ③ 販路拡張

姉妹都市郡山市及び小浜市で開催される物産展に本市の伝統産業、物産を出展紹介することにより販路の拡張を図るとともに郡山・小浜両市民の本市への理解と認識を深めてもらう。

### ④ 街の商い繁盛プロジェクト事業

郊外の大型店への消費の流出を防ぎ、商店街をはじめとする「まちなか経済」の振興を図るため、さまざまな誘客イベントを実施する。

・平成25年度の実施状況

|     | 内容                          | 開催期間          | 場所                   | 来場者数   |
|-----|-----------------------------|---------------|----------------------|--------|
| 第1回 | スイーツ販売・大和茶の試飲販売             | 平成25年7月6～7日   | サントウンプラザ<br>すずらん館    | 3,473人 |
| 第2回 | 工芸品や小物、お菓子の手作り市             | 平成25年11月8～9日  | ならまちセンター<br>コミュニティ広場 | 3,041人 |
| 第3回 | 日本酒と日本酒を使った<br>スイーツの販売      | 平成26年1月18～19日 | 奈良市観光センター            | 4,109人 |
| 第4回 | 古本市・墨絵習字教室・トークシ<br>ョー・紙芝居など | 平成26年3月29～30日 | きらっ都・奈良              | 1,083人 |

## ⑤ 起業家支援事業

若者による新規創業を中心に、広く新規創業を支援し、新たな雇用の創出と中心市街地の活性化を図る。具体的には、平成24年10月1日に新装オープンした奈良市商業振興施設「きらっ都・奈良」（旧奈良マーチャントシードセンター）において、1階をショップ型のインキュベータ、2階を各種イベントスペース、3階を起業家を支援する者の入居スペース、4階をオフィス型のインキュベータとして、起業家の育成を図る。また起業家発掘事業として、起業家を招き、奈良で起業することの魅力伝える「ビジネスカフェ」、起業する魅力を身近に感じてもらう「インターンシップ」、自己の起業プランをブラッシュアップして実践するための場を提供する「ビジネスプランコンテスト」を実施する。

他には、奈良市ほか7自治体で構成するスタートアップ都市推進協議会の事業として、小中高生・大学生向けチャレンジマインド醸成教育や、マッチング事業等を実施する予定である。

## (6) 奈良工芸などの活性化

### ① 奈良工芸などの活性化対策

奈良工芸などにおける後継者不足が近年深刻化しており、伝統ある奈良工芸などの技法・技術を次代に伝えることは重要なことであり、後継者を育成・支援するために平成18年度から奈良伝統工芸後継者育成研修を実施するとともに、なら工芸館を活用し、奈良工芸の一層の振興発展を図っていく。

### ② なら工芸館の効率的な運営と活用

長い歴史の中で研ぎ澄まされてきた奈良工芸の振興発展を図るために、①受け継ぐ②創作する③開放するの3つを基本理念とした施設として設置した。

所在地 阿字万字町1番地の1

開館日 平成12年11月17日

|      |  |
|------|--|
| 総事業費 | 2,132,157千円（用地費1,697,199千円、建設費434,958千円）   |
| 敷地面積 | 1,403.50㎡  |
| 延床面積 | 1,230.71㎡  |
| 構造   | 鉄骨造 2階建  |
| 施設概要 | 1階 常設展示室、事務室、個展展示コーナー（ギャラリー阿字万字）、<br>販売コーナー等<br>2階 研修室(1)～(3)、作業室、事務室等   |
| 開館時間 | 午前10時から午後6時まで（入館は午後5時30分まで）  |
| 休館日  | 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後において、その最も近い休日でない日）<br>休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く）<br>12月26日から翌年1月5日まで  |
| 管理運営 | 指定管理者 一般財団法人奈良市総合財団が管理運営を行う。   |
| 申込方法 | 個展展示コーナー（ギャラリー阿字万字）<br>使用日の属する月の初日の6カ月前に当たる日から使用日の7日前に当たる日まで   |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良工芸品の常設展示<br/>奈良の伝統的な工芸品である漆器、一刀彫、赤膚焼、乾漆、古楽面、筆、墨、奈良晒、秋篠手織、奈良団扇、鹿角細工等から、技術の粋を集めた優秀な作品を展示し、長い伝統の中で培われてきた、ものづくりの心や技術・技法を伝える。</li> <li>・工芸教室の開催<br/>奈良の工芸に関心・興味のある人を対象に、工芸に対する理解と認識を深め、基本的な技術・技法の習得を目指す。</li> <li>・工芸相談<br/>工芸の作り手を目指す人のための相談を受ける。</li> <li>・工芸品の販売<br/>技巧をこらした伝統的な作品から現代の生活様式を反映した作品まで、さまざまな工芸品を館内で販売する。</li> <li>・奈良伝統工芸後継者育成研修<br/>奈良伝統工芸の技術・技法を後世に伝承することを目的に研修者を育成・支援する。</li> </ul> |

### ③ ウィンドー展示

市役所正面玄関をはじめ、市内公共施設等に伝統工芸品を展示し、広く市民に紹介する。

### ④ 伝統産業紹介とビデオの貸し出し

奈良筆、墨、奈良人形、奈良漆器、乾漆彫刻、赤膚焼、古楽面、奈良晒、木工芸、鹿角細工、奈良漬、古代瓦及び奈良団扇並びにこれらをまとめた総集編の貸し出しを行う。

### ⑤ 伝統工芸展補助

伝統産業の販路拡大のため、工芸協会主催の伝統工芸展を支援する。

## (7) 伝統工芸品

奈良は、わが国文化発祥の地であり、天平の昔から精緻・巧妙そして華麗な多くの遺品が正倉院宝物や社寺の宝物として現在に伝わっており、また近世に生まれたものなど、いずれも古い歴史に育まれ、土地の風土に合致したものが多く伝えられている。

| 名 称           | 説 明   |
|---------------|---|
| 奈良人形<br>(一刀彫) | 豪快で鋭い刀法で彫刻し、その上に金箔や岩絵具を用いて華麗で古雅な極彩色を施した独特の様式を持つ一刀彫で、古くは鎌倉時代に春日若宮祭の田楽の笠や盃台の飾につけた人形がその始まりとされている。                                  |
| 赤 膚 焼         | 小堀遠州七窯の一つ。<br>奥田木白（寛政12年～明治4年）の業績で声価を高める。   |
| 奈良漆器          | 仏教伝来を契機とした天平文化とともに花開き、漆で絵を描いたもの、螺鈿、金銀平脱、平文などの技法を自由に駆使した宝石箱、硯箱等の作品が正倉院に多く残っている。現在、それらの技法のもとに、文箱、茶道具等制作されているが、なかでも螺鈿技法は奈良の独壇場である。 |
| 墨             | 大同元年、僧空海が唐から造墨法を持ち帰り、興福寺の僧が持仏堂の油煙からつくったのが始まり。現在、全国生産高の90%を占めている。  |
| 奈良筆           | 仏教文化と共に毛筆が伝来し、長穂の筆を僧空海が唐から持ち帰り、その製法を奈良に伝えた。   |
| 古 楽 面         | 約1300年前、仏教美術として大陸から、伎楽、舞楽、行道の三つが伝えられ、さらに日本独自の、能、狂言の面が工夫創作された。   |
| 奈良団扇<br>奈良扇子  | 約1200年前、奈良春日大社の神官が軍扇の形にならってつくったのが始まりであるが、現在、客間の装飾を兼ねた高級品として扱われている。  |
| 奈良晒           | 江戸時代、目覚ましい発展を遂げ「南都随一」の産業といわれた麻織物を白く晒しあげたもの。   |
| 鹿角細工          | 奈良の年中行事の一つ「鹿の角きり」は、寛文11年から始められたといわれ、その頃から名産品として角を種々加工し利用している。   |

(8) 中小企業支援策

○中小企業資金融資のあっせん

中小企業の健全なる発展及び振興に寄与するため、事業に必要な資金の融資をあっせんする。

○奈良市中小企業資金融資制度

(平成26年4月1日現在)

| 融資の種類                                       | 融資限度額  | 利率(年)           | 融資期間   | 償還方法         | 連帯保証人  | 信用保証及び担保   | 資格要件   |
|---|--|-----------------|--|--------------|--|--|--|
| 事業<br>設備資金                                  | 1,500<br>万円                                    | 1.75<br>%<br>以下 | 5年以内<br>(うち据置<br>6月以内)   | 月賦その<br>他の分割 | [個人の場合]<br>原則として不要<br><br>[法人の場合]<br>原則として代表<br>者のみ                        | [信用保証]<br>奈良県信用<br>保証協会の保<br>証を要す。<br>(保証料の70%<br>を市で負担)<br><br>[担保]<br>必要に応<br>じ、奈良県信用<br>保証協会が徴<br>収。  | (1) 奈良県信用保証協会の<br>普通保証制度の信用保証<br>を受けることができる中<br>小企業者であること。<br>(2) 次のいずれかに該当す<br>ること。<br>(ア) 市内に居住(法人にあっ<br>ては主たる事業所が所在)<br>していること。<br>(イ) 市内に事業所を有して<br>いること。<br>(ウ) 市内で事業を行う具体<br>的計画を有していること。<br>(3) 市税を完納していること。<br>(非課税も可)         |
| 事業<br>運転資金                                  | 1,000<br>万円                                    | 1.75<br>%<br>以下 | 4年以内<br>(うち据置<br>6月以内)   | 月賦その<br>他の分割 |  |  |  |
| 短期<br>事業資金<br>(設備資金)<br>(運転資金)              | 500<br>万円                                      | 1.75<br>%<br>以下 | 1年以内<br>(うち据置<br>6月以内)   | 月賦その<br>他の分割 |  |  |  |
| 小規模<br>企業<br>小口事業<br>資金<br>(設備資金)<br>(運転資金) | 設備資金<br>1,250<br>万円<br><br>運転資金<br>1,000<br>万円 | 1.25<br>%<br>以下 | 設備資金<br>5年以内<br>(うち据置<br>6月以内)<br><br>運転資金<br>4年以内<br>(うち据置<br>6月以内) | 月賦その<br>他の分割 |  |  | (1) 奈良県信用保証協会の<br>小口零細企業保証制度の<br>信用保証を受けることが<br>できる中小企業者である<br>こと。<br>(2) 次のいずれかに該当す<br>ること。<br>(ア) 市内に居住(法人にあっ<br>ては主たる事業所が所在)<br>していること。<br>(イ) 市内に事業所を有して<br>いること。<br>(ウ) 市内で事業を行う具体<br>的計画を有していること。<br>(3) 市税を完納していること。<br>(非課税も可) |
| 創業支援<br>資金<br>(設備資金)<br>(運転資金)              | 1,000<br>万円                                    | 1.25<br>%<br>以下 | 設備資金<br>5年以内<br>(うち据置<br>6月以内)<br><br>運転資金<br>4年以内<br>(うち据置<br>6月以内) | 月賦その<br>他の分割 | [信用保証]<br>奈良県信用<br>保証協会の保<br>証を要す。<br>(保証料の70%<br>を市で負担)<br><br>[担保]<br>不要 | (1) 奈良県信用保証協会の<br>創業関連保証制度の信用<br>保証を受けることができ<br>る中小企業者であるこ<br>と。<br>(2) 次のいずれかに該当す<br>ること。<br>(ア) 市内に居住(法人にあっ<br>ては主たる事業所が所在)<br>していること。<br>(イ) 市内に事業所を有して<br>いること。<br>(ウ) 市内で事業を行う具体<br>的計画を有していること<br>もしくは事業開始後5年以<br>内であること。<br>(3) 市税を完納していること。<br>(非課税も可) |  |

|  |             |                 |  |              |        |  |   |
|--|-------------|-----------------|--|--------------|--------|--|---|
| 無担保<br>無保証人<br>小口事業<br>資金<br>(設備資金<br>・<br>運転資金) | 1,000<br>万円 | 1.25<br>%<br>以下 | 設備資金<br>4年以内<br>(うち据置<br>6月以内)<br><br>運転資金<br>3年以内<br>(うち据置<br>6月以内) | 月賦その<br>他の分割 | 不<br>要 | [信用保証]<br>奈良県信用<br>保証協会の保<br>証を要す。<br>(保証料の70%<br>を市で負担)<br><br>[担保]<br>不要 | (1) 奈良県信用保証協会の<br>無担保無保証人特別小口<br>融資保証制度の信用保証<br>を受けることができる<br>中小企業者であること。<br>(2) 次のいずれかに該当す<br>ること。<br>(ア) 市内に居住(法人にあつ<br>ては主たる事業所が所在)<br>していること。<br>(イ) 市内に事業所を有して<br>いること。<br>(ウ) 市内で事業を行う具体<br>的計画を有していること。<br>(3) 市民税の所得割または<br>法人税割を含む市税を完<br>納していること。 |
|--|-------------|-----------------|--|--------------|--------|--|---|

・取扱金融機関

南都銀行 りそな銀行 近畿大阪銀行 奈良信用金庫 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 中京銀行 第三銀行  
京都銀行

・融資制度の併用

原則として一企業において複数の融資を取り扱うことはできないが、短期事業資金は、事業設備資金、事業  
運転資金、小規模企業小口事業資金、または創業支援資金との併用が可能。融資を併用する場合は、融資の  
種類ごとに限度額が異なる。

・信用保証を受けることができる中小企業

| 融資の種類                       | 事業設備資金・事業運転資金・<br>短期事業資金・創業支援資金 |       |           |
|-----------------------------|---------------------------------|-------|-----------|
|                             | 無担保無保証人小口事業資金<br>・小規模企業小口事業資金   |       |           |
| 業種                          | 従業員数                            |       | 資本金(出資金)  |
| 小売業                         | 50人以下                           | 5人以下  | 5,000万円以下 |
| サービス業                       | 100人以下                          |       |           |
| 卸売業                         | 100人以下                          |       |           |
| 製造業、<br>建設業、<br>運輸業、<br>その他 | 300人以下                          | 20人以下 | 3億円以下     |

・利用実績

|                   | 平成23年度 |            | 平成24年度 |            | 平成25年度 |            |
|-------------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|
|                   | 件数     | 金額<br>(千円) | 件数     | 金額<br>(千円) | 件数     | 金額<br>(千円) |
| 事業設備資金            | 15     | 129,700    | 14     | 102,600    | 21     | 142,980    |
| 事業運転資金            | 144    | 945,550    | 131    | 864,700    | 142    | 970,240    |
| 無担保無保証人<br>小口事業資金 | 2      | 9,500      | 1      | 2,000      | 0      | 0          |
| 短期事業資金            | 0      | 0          | 1      | 1,000      | 1      | 1,200      |
| 小規模企業<br>小口事業資金   | 247    | 835,050    | 248    | 852,790    | 257    | 867,530    |
| 創業支援資金            | —      | —          | 2      | 2,500      | 8      | 26,500     |
| 合計                | 408    | 1,919,800  | 397    | 1,825,590  | 429    | 2,008,450  |

(注) 創業支援融資は平成24年度より取り扱い開始。

**(9) 消費生活対策**

近年、情報化、国際化、サービスの多様化の進展等消費者を取り巻く環境が著しく変化してきており、消費者ニーズも多様化、高度化し、新たな消費者問題が発生している。

安定した消費生活を目指し、消費者の権利と安全を確保するための啓発・情報の提供など、総合的な消費者行政を推進する。

**① 消費生活における安全性の確保**

消費生活における安全性の確保は、消費者保護の基本的課題であり、食品、医薬品、農薬、家庭用品等それぞれの特性に応じた安全規制について消費者に知らせるとともに、消費生活相談を通じて被害情報、危害情報の迅速な収集を行い、国民生活センター等への提供を行い、その予防、拡大防止に努めている。

**② 適正な消費者選択の確保**

適正な表示、広告は消費者にとっては、必要不可欠な情報であり不当な規格表示についての情報を、(社)関西広告審査協会等との連携により収集し、消費者利益の擁護、増進に努めている。

**③ 消費者啓発と消費者意識の高揚**

消費者が自主性をもって消費生活の安定・向上に努めることができるように、啓発リーフレットを作成配布し、商品サービスを選択するための知識の普及、情報の提供などの啓発活動を推進している。また、自治会や学校、子ども会、福祉関係施設等で消費者トラブルについて講演する出前消費生活講座を開催している。

特に店舗外取引の拡大、キャッシュレス時代の到来に対応して、契約についての消費者意識の向上を図るため、しみんだより等を通じて各種契約に関する情報提供を行い、被害の未然防止に努める。

**④ 消費生活相談事業**

市民の消費生活についての苦情及び相談を受け付け、処理し、消費者の利益を守るとともに、県消費生活センター及び国民生活センターとの連携を密にし、消費生活に関する情報の収集及びしみんだより等による情報の提供を行っている。

## ⑤ 計量に関すること

平成14年4月に中核市に移行した奈良市は、計量法による「特定市」として、計量法の目的である適正な計量の実施を確保し、計量取引の安全と秩序を維持するため、はかりの定期検査、立入検査を実施する。

## ⑥ その他

### ア 生活学校の育成

商品や公共サービスの改善等を中心的なテーマとし、地域の中で日常生活に関わる身近な生活課題、地域課題について解決しようとする運動を実践している生活学校の活動に対して支援、助言をする。

### イ 友好・姉妹・連携都市物産展の開催

姉妹都市（小浜市・郡山市）や友好都市（太宰府市・宇佐市・多賀城市）、連携都市（武雄市）による名産品の展示即売、観光PRを行うことによって、消費者への利便を図るとともに、各都市への市民の理解と認識を深める。

## 4. 労 政

### (1) 雇用環境対策

#### ① 就業機会の拡大

- ・厳しい雇用情勢の中で、若年者や失業者の就労支援を図る。
- ・高齢化社会を迎えて高齢者の就業の場の確保及び就業機会の拡大を図る。
- （公社）奈良市シルバー人材センターの運営及び事業への助成
- 若年者就労支援のためのキャリアカウンセリングや就労マッチングバスツアー

#### ② 労働条件向上の啓発

- ・労働条件向上のため、勤労者及び事業主に労働法等、法制度について奈良市ホームページで情報発信する。
- ・仕事と子育てを両立できる職場環境づくりに努めるよう啓発する。
- 仕事と家庭の両立に努める企業への表彰

### (2) 勤労者福祉対策

奈良市勤労者総合福祉センターを拠点として勤労者の福祉の向上を図る。

- 中小企業勤労者福利厚生事業への助成
- 勤労者美術展優秀作品表彰
- ライフサポートセンター事業への助成

### (3) その他

人権啓発事業主研修会開催

## ○ シルバー人材センター

### (1) 設置目的・事業内容等

#### ① 名称、所在地及び設置年月日

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 名 称       | 公益社団法人 奈良市シルバー人材センター |
| 事務局の所在地   | 八条一丁目790-1           |
| 設 置 年 月 日 | 昭和56年3月31日           |

定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

#### ② 事業内容

- 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- 高年齢者の就業に関する調査研究
- 高年齢者の就業に関する相談
- 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）またはその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供（高年齢者に対する就業又は収入の保障の事業は除く。）
- 臨時的かつ短期的な雇用による就業（雇用によるものに限る。）またはその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のための無料の職業相談事業の実施（高年齢者に対する就業又は収入の保障の事業は除く。）
- 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識、技術の付与を目的とした講習等の実施
- 前各号のほか、センターの目的を達成するために必要な事業の実施

#### ③ 会 員

- 奈良市に居住する原則として60歳以上の者であること。
- 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者であること。

#### ④ 会 費 一人当たり一年度 2,000円

(2) 会員登録状況（平成25年度）

|         | 男<br>(人) | 女<br>(人) | 計<br>(人) |
|---------|----------|----------|----------|
| 60歳未満   | 0        | 0        | 0        |
| 60歳～64歳 | 114      | 78       | 192      |
| 65歳～69歳 | 499      | 215      | 714      |
| 70歳以上   | 808      | 315      | 1123     |
| 計       | 1,421    | 608      | 2029     |

(3) 会員就業状況

|               | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 就業実人員<br>(人)  | 1,188  | 1,177  | 1,180  | 1,208  | 1,295  |
| 就業延べ人員<br>(人) | 93,378 | 82,824 | 87,026 | 86,618 | 91,601 |

○ 奈良市勤労者総合福祉センター

勤労者をはじめとして広く市民が教養を高め、また、スポーツなどを通じて心身の健康を図るため、建設。

|      |  |
|------|--|
| 所在地  | 佐保台西町115番地   |
| 開館日  | 平成3年5月29日  |
| 敷地面積 | 7,426.84㎡  |
| 延床面積 | 3,286.15㎡  |
| 建設費  | 1,379,634千円  |
| 構造   | 鉄筋コンクリート造、3階建  |
| 施設概要 | 1階 多目的ホール、リハーサル室、会議室(1)、相談室、情報提供コーナー、<br>展示室、更衣・シャワー室、事務室<br>2階 トレーニングルーム、会議室(2)、和室、研修室<br>3階 視聴覚室、会議室(3)、技能講習室、実習室<br>屋外 テニスコート2面(夜間照明付)<br>駐車場 62台 |

(1) 申込方法

- 多目的ホール  
使用日の属する月の初日の3カ月前に当たる日から使用日の10日前に当たる日まで。
- リハーサル室、会議室、研修室、和室、技能講習室、視聴覚室、実習室、テニスコート  
使用日の属する月の初日の1カ月前に当たる日から使用日の前日まで。（ただし、多目的ホールと併せて使用する場合は3カ月前に当たる日から使用日の10日前まで。）
- トレーニングルーム、シャワー室  
使用しようとする日。

(2) 開館時間及び休館日

|      |   |
|------|---|
| 開館時間 | 午前9時から午後9時  |
| 休館日  | 月曜日（その日が休日の場合はその翌日）<br>国民の休日の翌日（日曜日と月曜日を除く）<br>12月26日から翌年1月5日 |

(3) 平成25年度利用者数

69,273人

(4) 管理運営

指定管理者 一般財団法人奈良市総合財団

## 5. 農 業

### (1) 奈良市の農業の歴史と特色

奈良市は、古くから栄えた文化とともに、農耕の歴史も古い。奈良盆地特有の気象条件下で、開田とあいまって、ため池や井堰の築造も数多く見られた。

しかし、近年の都市化の進展とともに、農地が宅地化され、耕地面積が減少し、農家の兼業化傾向が高い方向性を示している。

本市の平坦部では、都市近郊農業としての有利性のもと、米、イチゴ、軟弱野菜等を中心に、多品目、小面積の農業経営形態が多くみられる。

一方、東部地域では冷涼な気候のもとに、食味の良い米や、畑作では茶が基幹作物として作付けされ、茶生産量は奈良県の約7割を占める生産地として、本市の農業振興地域の大半を形成しており、圃場整備、集落営農、担い手農家育成等が推進されている。

### (2) 専業別農家数

(2010年農林業センサス)

|         |         |
|---------|---------|
| 総農家数    | 3,707 戸 |
| 専業農家    | 408 戸   |
| 第1種兼業農家 | 154 戸   |
| 第2種兼業農家 | 1,607 戸 |
| 自給的農家   | 1,538 戸 |

### (3) 経営耕地面積

(2010年農林業センサス)

|     |             |
|-----|-------------|
| 総面積 | 2,131.21 ha |
| 田   | 1,527.66 ha |
| 畑   | 143.43 ha   |
| 樹園地 | 460.12 ha   |

※ 農業経営体を調査対象とする

### (4) 農家数と農家人口及び経営耕地面積の推移

(2010年農林業センサス)

| 年次    | 総人口     | 農家人口   | 農家人口率 | 総世帯数    | 農家数   | 農家率 | 農家1戸当り人口 | 経営耕地面積  | 農家1戸当り経営耕地面積 |
|-------|---------|--------|-------|---------|-------|-----|----------|---------|--------------|
|       | 人       | 人      | %     | 戸       | 戸     | %   | 人        | a       | a            |
| 昭和50年 | 250,197 | 25,356 | 10.1  | 77,416  | 5,282 | 6.8 | 4.80     | 287,678 | 54.5         |
| 60年   | 323,569 | 22,630 | 7.0   | 104,227 | 4,715 | 4.5 | 4.80     | 246,504 | 52.3         |
| 平成7年  | 359,311 | 17,000 | 4.7   | 126,430 | 3,643 | 2.9 | 4.67     | 194,767 | 53.5         |
| 12年   | 367,946 | 14,940 | 4.1   | 137,734 | 3,253 | 2.4 | 4.59     | 175,091 | 53.8         |
| ※ 17年 | 374,323 | 16,616 | 4.4   | 146,528 | 3,969 | 2.7 | 4.19     | 238,917 | 60.2         |
| ※ 22年 | 368,547 | 9,207  | 2.5   | 153,199 | 2,169 | 1.4 | 4.24     | 204,465 | 94.3         |

※ 奈良市、旧月ヶ瀬村、旧都祁村の合計

平成22年は、販売農家数と販売農家人口及び販売農家の経営耕地面積による

(5) 年齢別家族構成

(2010年農林業センサス)

| 区分    | 農 家 家 族 員 |       |        |       |           |       |        |       |
|-------|-----------|-------|--------|-------|-----------|-------|--------|-------|
|       | 実 数 (人)   |       |        |       | 構 成 比 (%) |       |        |       |
|       | 総 数       | 15歳未満 | 15～59歳 | 60歳以上 | 総 数       | 15歳未満 | 15～59歳 | 60歳以上 |
| 昭和50年 | 25,356    | 4,358 | 15,909 | 5,089 | 100.0     | 17.2  | 62.7   | 20.1  |
| 60年   | 22,630    | 3,900 | 13,381 | 5,349 | 100.0     | 17.2  | 59.1   | 23.7  |
| 平成7年  | 17,000    | 2,236 | 9,319  | 5,445 | 100.0     | 13.2  | 54.8   | 32.0  |
| 12年   | 14,940    | 1,735 | 8,101  | 5,104 | 100.0     | 11.6  | 54.2   | 34.2  |
| ※ 17年 | 11,061    | 1,120 | 5,833  | 4,108 | 100.0     | 10.1  | 52.7   | 37.2  |
| ※ 22年 | 9,207     | 739   | 4,560  | 3,908 | 100.0     | 8.0   | 49.5   | 42.5  |

※ 奈良市、旧月ヶ瀬村、旧都祁村の合計（販売農家総数による）

(6) 農業振興地域指定並びに整備計画策定状況（平成26年4月1日現在）

(単位：ha)

| 地 域               |            | 旧奈良市地域      | 旧月ヶ瀬村地域    | 旧都祁村地域     |
|-------------------|------------|-------------|------------|------------|
| 指 定 年 月 日         |            | 昭和45年6月30日  | 昭和45年3月31日 | 昭和47年3月31日 |
| 整 備 計 画 認 可 年 月 日 |            | 昭和49年11月20日 | 昭和46年2月27日 | 昭和49年3月30日 |
| 行 政 区 域 面 積       |            | 21,160.00   | 2,135.00   | 4,389.00   |
| 農 業 振 興 地 域 面 積   |            | 3,847.00    | 1,426.00   | 4,035.00   |
| 上のうち現況農用地面積 (A)   |            | 2,065.00    | 412.05     | 740.34     |
| 農 用 地 利 用         | 田          | 1,092.93    | 114.69     | 550.07     |
|                   | 畑          | 325.20      | 284.30     |            |
|                   | 採草放牧地      | 0.00        | —          | —          |
|                   | 農業用施設用地    | 7.56        | 3.05       | 4.92       |
| 計 画 面 積           | 小 計 (B)    | 1,425.69    | 402.04     | 554.99     |
|                   | 山林その他 (C)  | 78.77       | 0.00       | 0.00       |
|                   | 合計 (B)+(C) | 1,504.46    | 402.04     | 554.99     |
| 設 定 率 (B) / (A)   |            | 69.04%      | 97.57%     | 74.96%     |

(7) 生産基盤の整備

① 圃場整備事業

奈良市東部地域において、県営圃場整備事業が進められている。この事業は、水田の面的な整備、改善を図るとともに、耕作地の集団化を促し、近代的で豊かな農業を確立する。

○県営圃場整備 田原南地区 平成26年3月31日 事業終了

② 老朽溜池整備事業

農業用水の安定的な確保と、災害の未然防止の観点から、老朽溜池の改修及び補修並びに調査を実施する。

○県営小規模老朽ため池整備事業 藤原町(下ノ池、桐が池)

平成26年3月31日 事業終了

○ため池防災対策等推進事業

**③ 広域営農団地農道整備事業**

奈良東部地域は中山間地域の活性化を目指し、国営総合農地開発を行い、県営圃場整備事業を実施しているが、農産物の流通経路の拡大及び地域の有機的な道路活用が望まれている。基幹農道の整備により本地域の農業振興・地域の活性化を図る。

関係市町村 奈良市 天理市 山添村  
予定工期 平成8年～平成29年  
事業量 13,750m

**④ 県営畑地帯総合整備事業**

月ヶ瀬桃香野地区において畑作農業経営の体質強化を図るため、農業用排水整備(22.1ha)及び既畑整備(4.4ha)により勾配修正、農地被害防護として防霜扇の設置を行う。

事業量 13.0km(送配水管布設) 平成26年3月31日 事業終了

**⑤ 土地改良事業**

土地改良事業は、農業生産の基本的な要素とされる水と土地の利用条件を整備し、もって農業生産性の向上を図ることを主な目的とする。

- 市単独事業 農道…米谷町  
用排水路…米谷町
- 農業用河川工作物応急対策事業 八嶋樋井堰…横井三丁目

**(8) 農業振興対策**

**① 多面的機能支払（農地維持支払・資源向上支払）**

農地や水などの資源の保全とその質の向上を図る新たな対策によりさまざまな状況変化に対応し、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図る。

支援事業地区 大柳生地区 田原地区 山町地区 窪之庄地区 都祁友田地区  
上深川地区 針地区 針ヶ別所地区 藪生地区 田中地区 大慈仙地区  
阪原地区 忍辱山地区 以上13カ所

**② 特産団地育成事業**

特産物の育成、確立を図り、団地化を形成するため、イチゴや野菜等特産物の生産振興と販路の拡大を図る。

- 各種団体事業 イチゴ、梅
- 特産物産地化作物試験栽培事業 新規特産物育成栽培（緑扇、わさび菜、大根）

**③ 鳥獣対策**

有害鳥獣による農林産物の被害の防止を図るために有害鳥獣の駆除並びに捕獲駆除奨励補助金の交付及び防除施設設置事業を行う。

- ドバト、キジバト、カラス、イノシシ、ニホンザル等
- 捕獲駆除奨励補助 イノシシ、サル、シカ（シカは月ヶ瀬・都祁地区に限る）
- 防除柵（電気柵）設置補助

**④ 担い手育成型農地集積**

県営圃場整備事業実施に伴い効率的、安定的な農業経営生産を図るため、担い手に農用地の利用集積を行う。 平成26年3月31日 事業終了

**⑤ 鶏疾病予防対策事業**

高病原性鳥インフルエンザの発生防止を図るため、養鶏農家に対し衛生管理に必要な消毒等の経費への支援を行う。

**(9) 水田農業構造改革対策**

**① 趣 旨**

地域の特徴ある水田農業の展開を図りながら、米の生産調整の確かな実施を確保するため、地域自らの発想・戦略により、水田農業の将来方向を明らかにした水田フル活用ビジョンに基づき、需要に応じた作物生産と良好な水田環境の保全を図りながら、水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地の育成を推進するものとする。

**② 米の生産数量の目標・実績等**

| 名 称            | 年度 | 米生産目標<br>(t) | 実 績<br>(t) | 目標達成率<br>(%) | 産地づくり対策 (ha) |      |
|----------------|----|--------------|------------|--------------|--------------|------|
|                |    |              |            |              | 小 麦          | 景観形成 |
| 水田農業構造<br>改革対策 | 22 | 6,464.17     | 7,051.95   | 109.1        | 0.1          | 3.2  |
|                | 23 | 6,503.63     | 7,087.08   | 109.0        | 0.3          | 4.0  |
|                | 24 | 6,523.06     | 7,097.27   | 108.8        | 0.9          | 4.5  |
|                | 25 | 6,451.96     | 6877.78    | 106.6        | 0.2          | 4.0  |
|                | 26 | 6,272.73     |            |              |              |      |

**(10) 農業経営基盤強化促進事業**

農業を職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものにし、農業経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、農業経営改善計画の認定と認定農業者への農用地の利用集積や公庫融資の配慮等支援活動を行う。

**(11) 人・農地問題解決推進事業**

農業従事者の高齢化と後継者の育成確保が課題であり、農業者の経営を安定させ後継者の育成を図るため、人・農地プランを作成し、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため給付金の交付を行う。

**(12) 中山間地域等直接支払交付金制度**

農業の生産条件に対する不利を補正するため支援を行うことにより、農業の持つ多面的機能の確保を図り、耕作放棄の防止に向けた施策として、中山間地域等直接支払交付金制度を実施する。

**(13) 後継者育成事業**

- 4Hクラブ育成（奈良市4Hクラブ 会員 18名）  
農業青少年の相互の連絡を密にして農業研究活動の健全な発展を図る。

**(14) 特産園芸振興事業**

- 茶生産の継続的発展のため、農業者が行う茶園更新に助成し農業経営の安定を図る。
- 茶苗木補助事業  
10a以上に1,800本以上の茶木植栽をした場合に茶苗木購入価格の1/2以内で補助する。

**(15) 市民ふれあい交流事業**

- 奈良市街地での月ヶ瀬・都祁地域等の農産物販売等の取り組みを通じて都市住民と農家の交流を図る。

**(16) 交流体験事業**

- 都市住民が農村地域で農業従事者の耕作指導や農作物を育てる実体験を通じて、市民相互のふれあいや、「農」と「食」に対する理解と関心を深める場として、「奈良市ふれあい交流ファーム」を開設する。

## 6. 林 業

### (1) 奈良市の林業の歴史と特色

奈良市の林業については、吉野林業にみるような古い歴史はないが、地域住民の薪炭材の採取及び建築材の供給の場として、位置づけられてきた。

戦前・戦後の一時期においては、採取等による荒廃地が多く存在したが、林業に対する関心が高まり意欲的な育林が行われ、現在にみるような森林の形態になっている。

一方、近年の住宅地開発により、都市周辺の山林は年間相当量失われているが、森林の公益的見地から、緑地確保の意識づけも高い。本市の林業規模は小規模所有であり、財産保有的な色彩も強いが、近年には拡大造林が進み、人工林率50パーセントに達しようとしている。

今後は、間伐等の保育作業に力点を置くとともに、本市の水源の確保及び災害防止等の見地から、森林の持つ公益的機能の維持さらには流域を基本とした森林の整備・保護を図っていかねばならない。

### (2) 林野面積

(2010年農林業センサス)

|       |           |
|-------|-----------|
| 総 面 積 | 13,292 ha |
| 民 有 林 | 12,736 ha |
| 国 有 林 | 556 ha    |

### (3) 民有林の造林事業

奈良市では昭和50年度より1,000haの造林計画を樹立し、平成3年度をもってその達成をみたが、今後も継続して実施していく。なお、造林事業の実績は次の表のようになる。

| 年 度               | 普 通 林   |       |         | 保 安 林 | 合 計     | 交 付 補 助 金 額 |
|-------------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------------|
|                   | 拡 大 造 林 | 再 造 林 | 計       |       |         |             |
| 昭和50<br>～<br>平成24 | ha      | ha    | ha      | ha    | ha      | 円           |
| 平成25              | 943.6   | 92.6  | 1,036.2 | 156.6 | 1,192.8 | 13,509.8    |
| 平成25              | 2.9     | 0.1   | 3.0     | 0.0   | 3.0     | 36.0        |
| 計                 | 946.5   | 92.7  | 1,039.2 | 156.6 | 1,195.8 | 13,545.8    |

### (4) 林道整備

民有林道の整備及び舗装を行い、林業経営基盤の整備を図る。

### (5) 森林保全・緑化推進事業

奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例の施行に伴い、巨樹等の指定、保存を行い、世界遺産のあるまちとして自然と文化を守り継承していく。

### (6) 森林総合保育事業

森林整備計画に沿った間伐の計画的、集団的な実施により健全な森林の育成と公益的機能の向上を図る。

ミニ作業道 1路線 延長=375m  
間伐特別対策 75.0ha

### (7) 森林整備地域活動支援交付金制度

意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委託を受けた者による面的なまとまりを持って作業路網や森林の保護に関する事項も含む計画の作成を促進する「森林経営計画作成促進」、森林施業の集約化及び森林施業の実施の前提となる境界の確認等を行う「施業集約化の促進」、並びに既存の作業道等の作業路網を改良して丈夫で簡易な作業道に転換する「作業路網の改良活動等」の地域における活動に対し、森林整備地域活動支援交付金制度を実施する。

**(8) 元気な森林づくり事業**

森林環境税を活用し、森林整備（施業放置林整備事業）を実施し、森林環境の保全及び森林を守り育てる意識を醸成する。

## 7. 農 業 委 員 会

|           |            |   |
|-----------|------------|---|
| 委員定数      | 37 名       |   |
| 選挙による農業委員 | 30 名       |   |
| 選任による農業委員 | 7 名・・・(内訳) | { 農業協同組合の推薦による農業委員 1 名<br>農業共済組合の推薦による農業委員 1 名<br>土地改良区の推薦による農業委員 1 名<br>議会の推薦による農業委員 4 名 |
| 選挙区       | 5選挙区       |   |

### (1) 農地の権利移動の状況

(平成25年)

| 区 分                     | 田  |           | 畑  |           | 合 計 |            |
|-------------------------|----|-----------|----|-----------|-----|------------|
|                         | 件数 | 面積 (㎡)    | 件数 | 面積 (㎡)    | 件数  | 面積 (㎡)     |
| 所有権移転<br>(農地法第3条関係)     | 56 | 86,356.80 | 20 | 79,689.00 | 76  | 166,045.80 |
| 賃借権設定・移転<br>(農地法第3条関係)  | 21 | 85,599.00 | 3  | 17,521.00 | 24  | 103,120.00 |
| 使用借権設定・移転<br>(農地法第3条関係) | 1  | 9,188.00  | 2  | 21,710.00 | 3   | 30,898.00  |

### (2) 農地の転用件数及び面積

| 年       | 件 数 | 面 積 (㎡)    |
|---------|-----|------------|
| 平成 21 年 | 275 | 139,719.59 |
| 平成 22 年 | 247 | 127,828.51 |
| 平成 23 年 | 199 | 84,481.67  |
| 平成 24 年 | 189 | 142,756.34 |
| 平成 25 年 | 211 | 160,565.87 |

### (3) 農地の賃貸借の解約 (農地法第18条関係)

(平成25年)

| 区 分 | 田  |           | 畑  |        | 計  |           | 合 計 |           |
|-----|----|-----------|----|--------|----|-----------|-----|-----------|
|     | 件数 | 面積(㎡)     | 件数 | 面積(㎡)  | 件数 | 面積(㎡)     | 件数  | 面積(㎡)     |
| 許 可 | —  | —         | —  | —      | —  | —         | 34  | 51,301.00 |
| 通 知 | 33 | 50,960.00 | 1  | 341.00 | 34 | 51,301.00 |     |           |